

平成30年度

門真市資金不足比率審査意見書

門真市監査委員



門行監第43号
令和元年8月16日

門真市長 宮本一孝様

門真市監査委員 溝端 稔
同 松本 京子

平成30年度門真市資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された水道事業会計及び公共下水道事業会計の平成30年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を審査した結果、次のとおり意見をつけて送付します。

目 次

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

I. 審査の対象	1
II. 審査の着眼点	1
III. 審査の実施内容	1
IV. 審査の実施場所及び日程.....	1
V. 審査の結果及び意見	1
VI. 是正改善を要する事項	2

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

I. 審査の対象

水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料

II. 審査の着眼点

審査にあたっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料が、関係法令等に従い適正に作成されているかどうか確認し実施した。

III. 審査の実施内容

資金不足比率審査は、都市監査基準に準拠し、実施した。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により提出された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料等により照合し、その他必要に応じ関係職員の説明を求める等慎重に審査を行った。

IV. 審査の実施場所及び日程

審 査 日 令和元年 8 月 16 日（金）午後 2 時 20 分～

実施場所 門真市役所 第 3 会議室

V. 審査の結果及び意見

審査に付された、平成 30 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料は、関係法令等に従い、いずれも適正に作成されていると認められた。

なお、各会計の資金不足比率の経営健全化基準及び過年度との比較については、次表のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	平成30年度	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	

※ 資金不足額がないため、「—」で表記している。

※ 公共下水道事業会計は平成29年度より地方公営企業法が適用となっている。

①水道事業会計について

資金不足比率は、資金剰余額が 36 億 4,454 万 7 千円（前年度 34 億 6,832 万 5 千円）計上されていることから、生じていない。

②公共下水道事業特別会計について

資金不足比率は、資金剰余額が 5 億 1,105 万 1 千円（前年度 6 億 5,250 万 1 千円）計上されていることから、生じていない。

VI. 是正改善を要する事項

①水道事業会計について

水道事業において、決算審査意見書に記載した財務の短期流動性を表示する流動比率は、548.65%（前年度 480.89%）となっている。

流動比率からも資金状態は良好であることが認められることから、是正改善を要する事項はない。

②公共下水道事業会計について

公共下水道事業においては、決算審査意見書に記載した財務の短期流動性を表示する流動比率は、43.26%（前年度 43.47%）となっている。

資金不足比率は、前述のとおりとなっているが、企業の短期支払能力を示す流動比率は経営上 100%以上が望まれ、流動性を確保するには 200%以上が理想とされており、その数値は高いほどよいとされていることから、支払能力向上に向け、経営改善に取り組むことを要望する。